

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	狛・小野グローバル法律事務所 弁護士 小野雄作
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング13階
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成30年7月4日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

## 【発行者に関する事項】

発行者の名称	カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人
証券コード	9284
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

## 【提出者に関する事項】

## 1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	外国法人
氏名又は名称	ゴードیان・キャピタル・シンガポール・プライベート・リミテッド (Gordian Capital Singapore Private Limited)
住所又は本店所在地	シンガポール187966、ウォータールー・ストリート192、スカイラインビルディング #05-01
事務上の連絡先及び担当者名	〒100-6013 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング13階 狛・小野グローバル法律事務所 弁護士 小野雄作 弁護士 小森蘭子
電話番号	(03)6550-8300

## 【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書 No.1
訂正される報告書の報告義務発生日	平成30年6月28日
訂正箇所	2018年7月3日付で提出した変更報告書 No.1は、提出義務がない場合であったにもかかわらず誤って提出してしまったので、本訂正報告書により取り下げるものです。  当該変更報告書 No.1は、ゴードیان・キャピタル・シンガポール・プライベート・リミテッドのカナディアン・ソーラー・インフラ投資法人に対する株券保有割合に1%以上の変動がない限り提出する義務がありませんでしたが、発行済み株式数の5%以下になったことを理由に、報告が行われていたものです。

## (訂正前)

## 【表紙】

## 【変更報告書提出事由】

保有割合が5%を下回ったため。

## (訂正後)

## 【表紙】

## 【変更報告書提出事由】

取下げます。